

美波町ぬくもりハートプラン

第4次障がい者計画

第7期障がい福祉計画

第3期障がい児福祉計画

概要版

1 計画の概要

○計画策定の背景と目的

障がいのある人の人数は横ばい傾向となっておりますが、障がいの重度・重複化、高齢化といった状況が進んでいます。

また、家族介護者の高齢化による“親亡き後の問題”が深刻化しており、障がいのある人自身のみならず、家族からの支援の策拡充に対する期待も高まっています。

障がいのある人もない人も、共に、地域でいきいきと安心して暮らせるまちを創っていくことは、住民みんなの願いです。また、障がい者は、年齢や、障がいの重さ・部位、生活状況などが様々であり、一人ひとりが日々の生活の場面で多種多様なニーズを持っています。

障害者基本法では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現をめざし、市町村は、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有することが規定されています。

このため、美波町では、「障がい者計画」を策定して、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を推進しているところです。

また、こうした施策のうち、主要な公的サービスは、障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービス等(自立支援給付・地域生活支援事業)と位置づけられ、市町村や都道府県に実施が義務化されています。

このため、美波町では、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」にサービスごとの必要量の見込みと確保方策を定め、円滑な提供に努めています。

なお、近年の法改正により、医療的ケア児及びその家族への日常生活・社会生活への支援や、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の総合的な推進、障がい者の希望する生活を実現するため、地域生活や就労の支援の強化等を行っていくこととなりました。

また、令和4年には「障害者の権利に関する条約」について、国際連合の権利委員会による日本の審査が初めて行われ、医療機関や施設に入院・入所している障がい者が地域に出て自立した生活を送る権利の保障、インクルーシブ教育システムの推進などについて勧告が発表されたことから、障がい者の権利の実現に向けた取組みを一層強化していく必要があります。

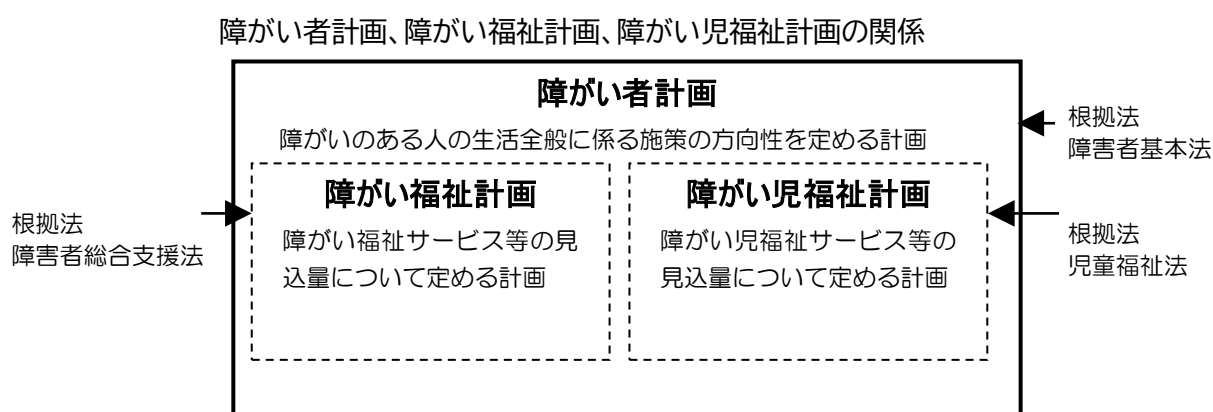
「第4次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は、こうした流れを受けて、これまでの施策の成果と課題を受け継ぎつつ、本町の障がい者施策の新たな指針として策定するものです。

○法例等の根拠

本計画は、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画が一体となった計画ですが、その中で障がい者計画は障害者基本法に基づく市町村障害者計画に該当し、障がいのある人の生活全般に係る施策の方向性を定める役割を担います。

一方、障がい福祉計画は、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画に該当し、障がい者計画に内包された生活支援施策(障がい福祉サービス等の見込量)の実施計画的な役割となります。

また、障がい児福祉計画は、児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画に該当し、障がい児通所支援及び障がい児相談支援等を提供するための体制が、具体的かつ計画的に図られるよう、数値目標及びサービス見込量等を定め、円滑な提供の促進をめざしています。



○他計画等との調和

本計画は、「第3次美波町総合計画（令和5年度～令和14年度）」における障がい福祉施策に係る部門計画の役割を担うとともに、「美波町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「美波町子ども子育て支援事業計画」、「美波町地域福祉計画」などの保健福祉関連計画との調和に配慮するものとします。

○計画の期間

障害者基本法に基づく障がい者計画は、計画期間を令和6年度から令和11年度までの6か年とします。

一方、障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画及び児童福祉法に基づく障がい児福祉計画は、3年を1期として策定することが法的に定められているため、計画期間は令和6年度から令和8年度までの3か年とします。

3計画ともに社会情勢の変化や法改正の状況等に応じて、計画内容の必要な見直しを行うものとします。

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
障がい者計画	第4次計画					
障がい福祉計画		第7期			第8期	
障がい児福祉計画		第3期			第4期	

2 障がい者数の現況

○障がい者手帳所持者数の推移

1 身体障害者手帳所持者数

令和5年4月1日現在 344 人となっており、減少傾向にあります。

◆障がい部位別手帳所持者数の推移(単位:人)

	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
身体手帳所持者	444	437	424	375	358	344
視覚	37	36	32	29	30	31
聴覚・平衡機能	60	59	58	56	54	54
音声・言語・そしゃく	5	4	4	3	2	1
肢体不自由	239	229	217	183	168	157
内部障がい	103	109	113	104	104	101

各年4月1日現在

2 療育手帳所持者数

令和5年4月1日現在 110 人となっており、令和元年以降、微増傾向にあります。

◆等級別手帳所持者数の推移(単位:人)

	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
手帳所持者	85	84	88	106	107	110
A1	14	14	13	21	21	21
A2	19	19	19	28	28	28
B1	28	28	27	24	23	23
B2	22	23	29	33	35	38

各年4月1日現在

3 精神障害者保健福祉手帳所持者数、自立支援医療受給者数

令和5年4月1日現在 66 人となっており、令和3年以降、増加傾向がみられます。

◆等級別手帳所持者数の推移(単位:人)

	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
手帳所持者	57	59	61	56	62	66
1級	8	7	7	7	8	8
2級	35	40	40	35	35	36
3級	14	12	14	14	19	22

各年4月1日現在

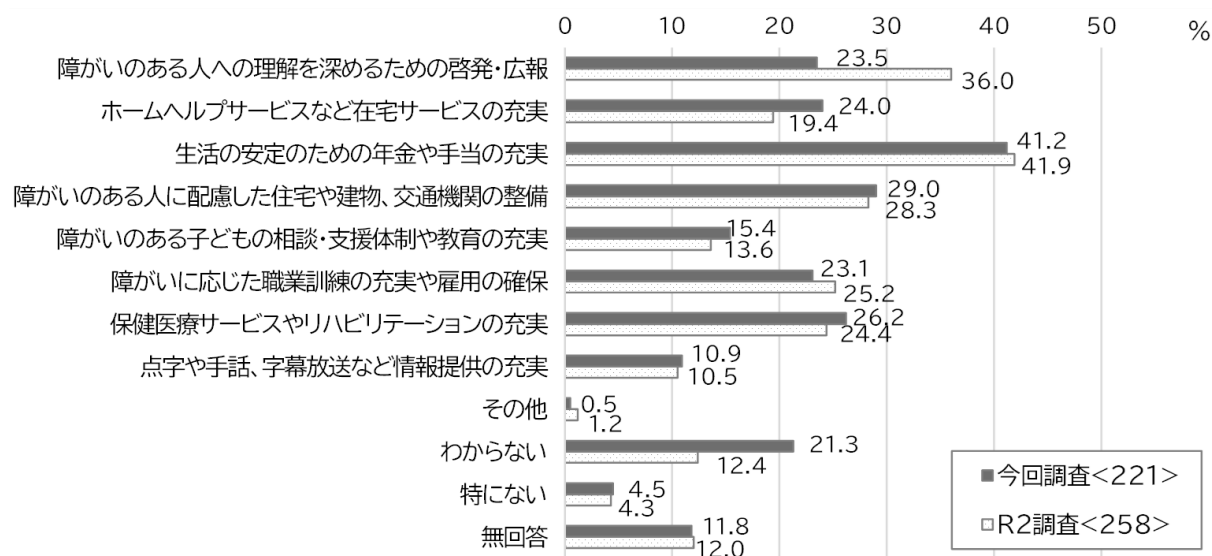
○アンケート調査結果にみる美波町の状況(抜粋)

障がいのある方の生活状況や障がい福祉サービス等の利用意向を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的としたアンケート調査を実施しました。

①障がいのある人が地域で安心して暮らせるために必要な施策

障がいのある人が地域で安心して暮らせるために必要な施策として、前回（R2）の調査結果と同様に「生活の安定のための年金や手当の充実」が41.2%で最も高くなっています。

◆障がいのある人が地域で安心して暮らせるために必要な施策

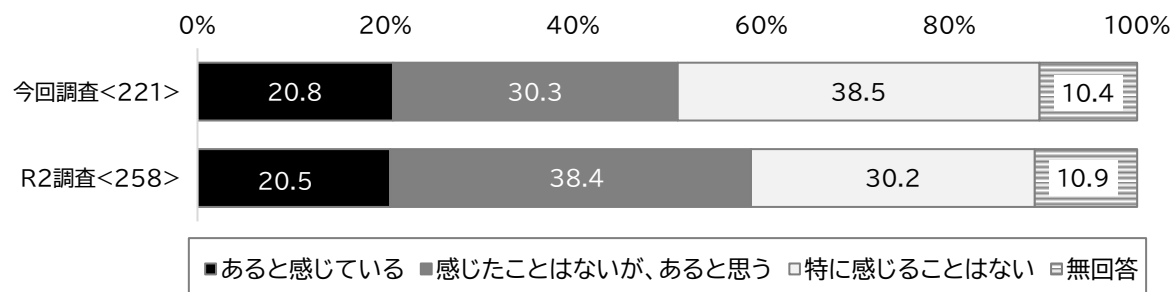


※<>は回答者数

②差別や偏見が「あると感じている」状況

差別や偏見が「あると感じている」状況について、前回（R2）調査と比べると、「あると感じている」は同程度、「感じたことはないが、あると思う」は低下、「特に感じることはない」は上昇しています。

◆普段の暮らしでの差別や偏見



※<>は回答者数

3 計画の基本的な考え方

○障がい者計画の基本方向

本町がめざす姿の達成に向けて、今後3年間の取組として4つの基本施策と12の施策の方向を掲げます。

基本施策

施策の方向

1 共に暮らしていく「心」をつくる

すべての住民が障がいについての理解を深め、地域活動やボランティア活動を通じて支えあう地域づくりに取り組めます。

- 1 障がいをよく知る(啓発・広報)
- 2 お互いにわかりあう(福祉教育・ボランティア活動)
- 3 共に過ごす(社会参加・交流)

2 自立する「基盤」をつくる

障がいのある人が社会で自らより良い暮らしを追求できるよう、社会に適応し、自立する能力を育成・支援する環境づくりに取り組めます。

- 1 可能性を増やす(教育・育成)
- 2 張り合いを持つ(雇用・就労)
- 3 はつらつと暮らす(保健・医療)

3 自分らしく過ごす「毎日」をつくる

障がいの状況にかかわらず、すべての人が必要な支援を受けながら地域で暮らすことのできるよう、生活支援体制の充実を図ります。

- 1 選択肢を増やす(相談体制・情報提供)
- 2 暮らしを守る(権利擁護)
- 3 生活を支える(在宅福祉サービス)
- 4 安心して住む(居住・施設サービス)

4 暮らしやすい「環境」をつくる

災害や万が一の緊急時への備えとともに、安全な暮らしができるよう、生活環境を整備します。

- 1 地域環境を整える(バリアフリー化)
- 2 安心・安全を育む(防災・防犯)

○障がい福祉計画の基本方向

障がい福祉計画の基本方向を次のように設定します。

《自己決定と自己選択の尊重》

- どのような障がいがあっても、自らが住む場所を選択し、必要なサービスを活用しながら、自立して暮らすことができる地域社会の実現をめざします。

《地域生活を支える基盤の整備》

- どこに暮らしても障がいの特性にあった必要なサービスが受けられるよう、ホームヘルプサービスなど在宅生活を支えるサービスの基盤整備を進めます。
- 障がいのある人が地域で暮らせる社会の実現のために、グループホームなどの「住まい」を基本とする基盤整備を進めます。
- 障がいの種類や程度に関わらず地域で安心して暮らせるように、相談支援体制の充実を図ります。

《地域全体で支えあう仕組みづくりの推進》

- 一人ひとりに必要な支援を適切に提供することで、生まれ育った地域で、安心して生きがいのある暮らしを営めるよう、身近なサービス拠点づくりとともに、近隣、地域社会、ボランティアなどの「地域の力」を最大限に活用して、支えあう仕組みづくりを進めます。

《就労支援の強化》

- 地域で自立した生活を送るため、それぞれの意欲や能力に応じて働くことができるよう、就労移行支援事業を中心にした就労支援を強化します。
- 福祉関係の機関と労働関係の機関の連携を強化することで、障がいのある人の雇用の促進を図ります。

《地域共生社会の実現に向けた取組》

- 住民が主体的に地域づくりに取組むための仕組みづくりや、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的かつ総合的な支援体制の構築を図ります。

○障がい児福祉計画の基本方向

障がい児福祉計画の基本方向を次のように設定します。

≪地域ぐるみの専門性の高い療育の推進≫

- 保育士や教師といった保育・教育の主要な担い手に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士、ソーシャルワーカー、看護師・保健師、医師など各専門職が連携し、一人ひとりの子どもに合わせた専門性の高い療育を推進します。

≪重度障がい児支援の強化≫

- 重症心身障がい児、医療的ケア児、重度自閉スペクトラム症児など、重度障がい児が、社会とつながり、周囲の人々と共感しながら、健やかに生活していけるよう各専門職が連携し、早期療育や退院促進など地域での受け入れ体制の整備を図ります。

≪介助者の心身の負担の軽減(レスパイト機能の強化)≫

- 障がい児の保護者の介助による肉体的・精神的負担を軽減し、保護者が家庭や地域で健康的・文化的な生活を送れるよう、レスパイト機能を強化していきます。

4 推進体制

○連携・協力の確保

本計画を総合的かつ効果的に推進するため庁内相互はもとより、国、県、関係機関並びに住民、事業者、ボランティアなどと緊密な連携・協働のもと、効果的・効率的かつ確実な取組を推進していきます。

○広報・啓発活動の推進

1 広報・啓発活動の推進

広く住民に本計画の趣旨や施策が理解されるよう、広報紙やホームページ等を通じて周知を行います。

また、障害者基本法に定められた障害者週間（毎年 12 月 3 日から 9 日）等を通じて、住民、ボランティア団体、障がい者団体など幅広い層による啓発活動を推進します。

障がい者が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について住民の理解を深め、誰もが障がい者等に自然に手助けすることのできる「心のバリアフリー」を推進します。

2 障がい及び障がい者理解の促進

障がい及び障がい者に対する住民の理解を促進するため、障がいの特性や必要な配慮等について周知を図ります。

また、障がいのある幼児、児童、生徒と障がいのない幼児、児童、生徒との相互理解を深めるための活動を一層促進するとともに、小・中学校等の特別活動等における、障がい者に対する理解と認識を深めるための指導を推進します。

さらに、福祉施設、教育機関等と地域住民等との日常的交流により、地域社会における障がい者への理解を促進します。

3 ボランティア活動等の推進

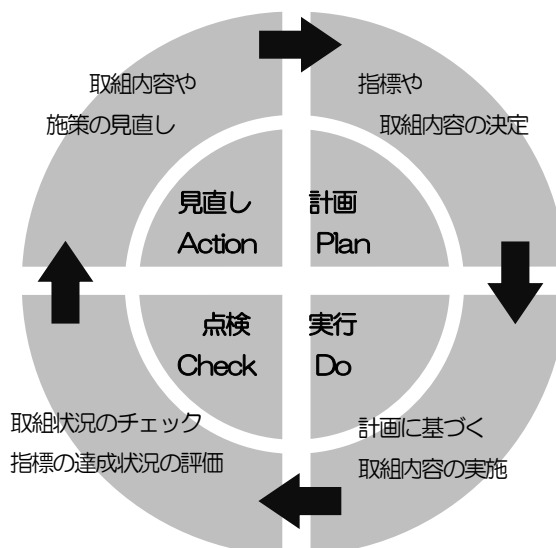
児童、生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するよう努めるとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。

また、障がい者自身のボランティア活動を促進します。

○計画の評価・管理

障がい者施策の適切な企画、実施、評価及び見直し（PDCA※）の観点から、本計画の推進にあたっては、毎年、きめ細かに進捗評価を行いながら計画を見直していく推進体制が不可欠となります。

以下の図のイメージに従い、進捗管理や評価を行い、計画を推進していきます。



※ PDCA:

Plan(企画立案)、Do(実施)、Check(評価)、Action(企画立案への反映)という一連のサイクルの頭文字をつなげたもの。

美波町第4次障がい者計画
第7期障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画 概要版

令和6年3月発行
発行者 美波町
編集 美波町 福祉課
〒779-2395 徳島県海部郡美波町奥河内字本村 18-1
電話 0884-77-3614
